

社会福祉法人 照宝会 昭和保育園運営規程

(名称)

第1条 本園は、昭和保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園を福岡県築上郡吉富町大字小犬丸557-1番地に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第3条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 通常保育 第7条第1項に規定する時間において保育を提供する。
- (2) 延長保育

(職員の区分及び定数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主任保育士 1名
- (4) 保育士 14名以上
- (5) 栄養士 1名以上
- (6) 嘱託医 1名以上
- (7) 歯科嘱託医 1名以上
- (8) 調理員 2名以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 副園長は、園長を補佐し会計事務に従事する。

3 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 栄養士は給食業務の総括を行う。

5 嘱託医及び歯科嘱託医は、乳幼児の健康管理業務を行う。

6 調理員は給食業務に従事する。

(開所時間等)

第7条 本園の開所時間は7時から19時までとし、保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る保育時間は以下のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 本園の延長時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

19時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

7時から8時まで、又は16時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(休日)

第8条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定される休日

(費用)

第9条 保育料は、乳幼児が居住する自治体の市町村長の定めた額とする。

2 延長保育料は、保育標準時間は1時間につき200円、月極めは月額2,500円とし、保育短時間は1時間400円とする。但し、金額は変更することがある。

3 副食費の支払いを受けることができる。

4 本園は、第2項及び第3項の支払いを受けるものとする。

5 第3項の費用については、乳幼児が居住する自治体の市町村の定めにより、減免することができる。

(定員)

第10条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 61人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満一歳に満たない子ども 15人

(3) 3号の子どものうち、満一歳以上満三歳未満の子ども 34人

(利用の開始に関する事項)

第11条 本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 12 条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(利用に当たっての留意事項)

第 13 条 本園の利用にあたっての留意事項については、別に定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 本園職員は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供による事故が発生した場合は、委託元市町村、乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 乳幼児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回避難及びその他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第 16 条 本園は、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(児童虐待防止法遵守)

第 17 条 職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

(平等の原則)

第 18 条 本園は、乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(衛生管理)

第 19 条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行うものとする。

(苦情対応)

第 20 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情受付担当者は、園長が任命する。

(保育内容)

第 21 条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(保護者との連絡)

第 22 条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 23 条 乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 職員は業務上知り得た乳幼児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(文書の取扱)

第 25 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第 26 条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(事故発生の防止)

第 27 条 本園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等を定め、事故を防止するための体制を整備する。

(健康管理)

第 28 条 園長は常に乳幼児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかななければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(改正)

第 29 条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人照宝会理事会の議決を経るものとする。

- 附則
- 1 この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則は令和元年 10 月 1 日から一部改正し、施行する。
 - 3 この規則は令和 4 年 4 月 1 日から一部改正し、施行する。
 - 4 この規則は令和 8 年 4 月 1 日から一部改正し、施行する。